

ODAの不正腐敗事件の再発防止の検討会 提言フォローアップ結果

①外務省・JICAによる方策

・措置規程(要領)の強化

不正腐敗行為を「反復」した場合の措置を新たに規定・強化するとともに、外国公務員への贈賄への措置も強化。

・不正腐敗についての取り組み強化の広報

コンサルタント、コントラクター団体との協議会、NGO協議会、在外日本商工会、政府間協議等の会合において、不正腐敗情報受付窓口の設置などの周知を行うとともに、不正情報提供の定型フォームをまとめ、不正腐敗再発防止の体制を強化。

・不正情報提供者の保護

上記会合において、情報提供者の保護についての対策を企業に対し周知した。また、相手国政府に対し、E/N(交換公文)上における情報提供者の保護の確保に努めた。

・外部専門家派遣の強化

JICAによる先方政府の業者選定・契約への積極的な関与を行うため、また、プロジェクトの実施の継続的モニタリングを強化するため、外部専門家を派遣した。(平成21年度、前者につき19カ国58案件、後者につき29カ国312案件)

・大使館における企業とのODA事業に係る意見交換会の実施

昨年初めより対象公館61において、在外日本商工会等との意見交換会を実施。ODA事業における日本企業のサポート体制の強化を行った。

②企業に対する方策

・コンプライアンスを高めるための方策

コンサルタント、コントラクター団体との協議会、在外日本商工会において、企業に対するコンプライアンス強化、不正腐敗再発防止の企業マニュアル作成についての働きかけを実施。

・契約約款に関するセミナーの開催

企業団体との協力の下、昨年2月、6月、8月、10月、11月及び12月開催済。

③相手国に対する方策

・相手国のガバナンス強化に向けた方策

不正腐敗防止に向けた協力を要請するとともに、ガバナンス強化に向けた方策として、被援助国に対し公共調達・不正腐敗防止に関する法制度整備支援を実施(平成21年度27件)。

・相手国のキャパシティビルディング(能力向上)に向けた方策

相手国の能力向上に向けた方策として、被援助国に対し「契約約款に関するセミナー」を実施(平成21年度5件)。

④国際的枠組みにおける取組み

・国際会合での話し合い

昨年2月のOECD開発援助委員会汚職対策タスクチームにて我が方より不正腐敗に関する議題を提案し、議論を行った。